

日本科学者会議 京都支部ニュース

8月号 No.450

2021年8月12日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 延寿堂南館 3 階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。
店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- 故益川敏英会員への弔辞（支部幹事会，安斎育郎）……………2
- JSA 第 52 回定期大会の報告
 - ・京都支部が提案した大会決議案の顛末に関する報告（前田耕治）……………3
 - ・定期大会に代議員として参加して（細川 孝）……………13
- JSA 第 2 回全国幹事会の報告（竹中寛治）……………14
- 『日本の科学者』読書会 7 月例会「特別支援教育」（7/19, Zoom）の報告……………17
- 原水爆禁止 2021 世界大会 科学者集会（8/1）の報告（左近拓男）……………19
- 「8.2 京都の市民と大学人のつどい」（8/2）を開催して（竹中・細川）……………20
- ◆ 支部行事の案内……………23
- ◆ 支部幹事会だより……………23

＜今年度会費の早期納入願い＞

今年度会費の納入率は8月6日現在65%となっています。引き続き今年度会費（一般会員：14,400 円，特別会費会員：7,200 円，家族割会員：4,200 円，若手会員：6,000 円，若手特別会費会員：4,200 円）の早期納入にご協力くださるようお願い申し上げます。過年度分の未納会費がある方は，あわせて納入いただきますようお願いいたします。振込用紙を同封しておりますので，ご利用ください。

なお，ご不明な点につきましては，支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください（Email アドレスは，hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）。（支部財政担当幹事）

故益川敏英会員への弔辞

JSA 京都支部会員各位

日本科学者会議京都支部幹事会

7月23日、日本科学者会議代表幹事で、京都支部会員でもある益川敏英さんが逝去されました。享年81歳でした。6月に全国代表幹事に再選されたばかりで、これからも貴重なアドバイスをいただけるものと信じていたところの突然の訃報で言葉ありません。

益川さんは名古屋大学理学部卒業後に京都大学の助手に就任され、1973年、同じく助手だった小林 誠さんとともに「小林・益川理論」を提唱し、2008年ノーベル物理学賞を受賞されました。京産大では、ノーベル賞受賞を機に設置された研究教育機関「益川塾」の塾頭として、若手研究者の育成や支援にも取り組まれました。

学問への貢献だけでなく、常に平和と民主主義を追求する姿勢により本会を叱咤激励していただきました。在りし日のお姿を偲んでご冥福をお祈りするばかりです。

益川敏英さんを悼む―「自分」をもつ貴重な反骨の科学者だった

安斎育郎（立命館大学名誉教授）

1970年代の初頭、京都北部の久美浜で開かれた原発反対総決起集会での講演を頼まれ、私は東京からはるばる参加した。益川敏英さんとは、この集会の席で会ったのが初対面だった。生まれはともに1940年で、益川さんが2か月年上。京都大学で素粒子物理学を研究する益川さんは、民主的学者として活躍していた永田 忍先生に言われ、意に添わぬままに久美浜に赴いたらしい。集会からの帰りの京都駅までの特急電車では、益川さんは私を原発問題について質問攻めにし、疑問に感じることはとことん突き詰める研究者・益川敏英の本領を発揮した。

常々、「戦争で殺されるのはイヤだが、殺す側に回るのはもっとイヤだ」と言って反戦・非戦・不戦の立場を鮮明にしていた益川さんは、いかなる権威にもなびかない反骨の科学者で、その点ではとても頑固だった。素粒子物理学の面での常識破りの予言的理論研究でノーベル物理学賞を受賞したが、受賞講演でも、「アイ・スピーク・ジャパニーズ・オンリー（私が話すのは日本語だけ）」と宣言し、日本語で講演した異色の人だった。益川さんは、講演の中で自らの戦争体験を語ったが、事前に講演原稿が漏れたため、ある筋からは「アカデミックなノーベル賞受賞記念講演で戦争を語るのは不謹慎だ」という声も伝わってきた。しかし、益川さんは「戦争について語りつぐことは自分たちの世代の責任だ」という強い信念でスピーチ原稿には一切変更を加えなかった。

憲法九条京都の会の代表世話人を一緒に務めながら、講演会などでご一緒する機会があったが、益川さんの行動の根底には、1945年の名古屋大空襲で家が米軍機が投下した焼夷弾の直撃

を受けた戦争体験があり、同時に、「日本国憲法前文は涙が出るほど美しい」という日本国憲法の平和主義に対する熱烈な思い入れがあった。

誰に対しても歯に衣着せず、一切権力におもねることなく生きた気骨のある科学者の逝去に、心より哀悼の意を表したい。

JSA 第 52 回定期大会に京都支部が提案した 大会決議案の顛末に関する報告

京都支部幹事会（2021. 8. 5）

過日行われた第 52 回定期大会では、起草委員会から上程された 5 本の決議案のうち、京都支部から提案した「ポストコロナの新しい社会の実現をめざして」だけが採択されませんでした。昨年とは異なり、起草委員会と京都支部の間で合意の上修正された決議案であるにもかかわらず採択されなかったことは支部幹事会として大変遺憾であります。以下に経緯を記します。

1. 京都支部から全国大会への提案と起草委員会での修正の経緯

決議案「ポストコロナの新しい社会の実現をめざして」は、5 月 23 日の京都支部定期大会で採択されたうえで全国大会に提案された。その点は、昨年の支部幹事会提案とは異なる。同決議案は、支部定期大会で出された意見を参考に修正を行い、資料 1 のとおり全国大会事務局に提出した。5 月 30 日の全国大会 1 日目に同決議案の提出が確認され、起草委員会の討議に付された。同時に、5 月 31 日に、全国事務局から大会代議員と全国幹事宛に、提出された 5 本の決議案に対して、「大会当日の審議時間を短縮するために、あらかじめ代議員・幹事の方々からも意見を聴取し、また変更（削除・加筆・修正等）を加える場合には提案者にも意見を求めて、成案を作っていきます」とのメールが送られた。

6 月 7 日に、起草委員会から京都支部に、段落の組み換えやタイトルや文言の修正を含めた修正案が届いた。「ポストコロナの新しい社会に向けて、科学者としての役割を発揮し

よう」というタイトルの修正も含めて、京都支部は起草委員会の修正に大筋同意した。昨年来、議論になっていたパンデミックと新自由主義との関係については、起草委員会からは、趣旨を認めたうえで、新自由主義の用語には曖昧な部分があるので、「いわゆる『新自由主義』』という表現にしてはどうかとの提案があった。その提案に対して、京都支部は、「新自由主義」の文言の使用を一部削除することに同意したうえで、その表現については、下記のように起草委員会に再考を求めた。

＜6 月 9 日の起草委員会への回答＞

ここで、1 点だけ、「いわゆる『新自由主義』』という表現について修正をお願いしたいと存じます。

「新自由主義」という用語については、起草委員会のコメントとしてもいただきましたが、私どもも、昨年提出した決議案に対する意見や支部開催のシンポジウムなどを通じて、色々な定義や解釈があることを理解しています。

したがって、この点については、支部内でも十分に検討した結果、今回の決議案の第2段落で、「新自由主義」の意味を、1980年代以降の市場原理にもとづいた主要国での政策転換と1990年代以降の多国籍企業によるグローバル化経済に限定するよう、新たな説明を加えたところです。

また、現在の一般社会において用いられている「新自由主義」は、ほぼこの範疇で理解されているのではないかと存じます。

上記の点より、学術的な厳密さからの修正であることは重々承知していますが、一般市民向けの決議という点からみて、「いわゆる『新自由主義』の「いわゆる」やカギかっこは不必要ではないかと存じます。

以上、再度ご検討いただきたく存じます。

その後、6月10日に起草委員会から再提示が行われ、さらに京都支部との間で文言の微修正が行われたものが6月11日に起草委員会で承認された。全文は末尾の資料2に記した。決議案中での新自由主義の規定については、下記のような修正提案を受けて合意した。

「今回のパンデミックは、M・フリードマンらの主張を理論的背景とする世界規模の新自由主義政策のもとで勃発した。市場原理の導入とそれに基づく規制緩和は、競争の激化や雇用の不安定化を生み出し、国境を越えた多国籍企業が国際的な格差や貧富の差を拡大させた。地球環境に対しても、多国籍企業の経済活動のため、各国・各地域で生物の生育環境を保持するさまざまな規制もないがしろにされ、かつてないほど生物種が絶滅し、生物多様性が失われつつある。」

以上のように、起草委員会は、全国大会1

日目（5月30日）から2日目（6月14日）の間の2週間に、大会代議員、全国幹事の意見聴取も取り入れたうえで、提案者である京都支部との間で真摯な協議を行い、6月12日に大会事務局に修正案を提案した。さらには、大会2日目当日の6月14日の朝に、全国幹事会が開催され、京都支部提案の決議を含めた5本の決議案が起草委員会から提案され、そのまま全国大会に諮ることが特段の異議なく承認された。

昨年の大会では、起草委員会に「何も残すところがない」という大変失礼な通告を受けて修正協議にも至らなかった京都支部案であったが、今年は広範な意見聴取と真摯な修正協議を経て、大会への本提案に至った。この1年間に、コロナ禍は収まるどころか、拡大し続けている世界的状況もこの決議の必然性、必要性が増したと思われる。

2. 全国大会での討議の経過

5本の決議案のうち、京都支部案は3番目に討議に付された。主な意見を当日の議事要録をもとに、時系列ではなく、テーマごとに整理した。京都支部が責任を問うた亀山全国幹事と京都支部関係者以外の発言者名は伏せる。

（1）第4段落のUNEPの新興感染症の原因（①～⑦）と新自由主義的経済活動の関係

（幹事）「そのうち（①～⑦）の多くは、新自由主義的経済活動によってもたらされた」の「多く」はどれを指すのか

→（前田京都支部代議員）①～⑦のほとんどに新自由主義的グローバル化があてはまる。「気候変動」については難しいかもしれないので、「多く」とした。

→（幹事）1から7の項目の全てに影響があ

るのであり、どの項目が影響しているかということではない、どの項目にも新自由主義が影響している。これらには新自由主義の経済活動が強く影響していると置き換えればいいのではないか

→ (宗川オブザーバー) 岩波の科学ライブラリー「次なるパンデミックを回避せよ 環境破壊と新興感染症」(井田徹治)では、ほぼUNEPのことを書いていて、彼自身は新自由主義についてははっきり言っているわけではないが、今の経済活動が引き起こしているんだと指摘している。

(起草委員)「もたらされた」というのは引かかるので、「加速された」ではどうか。

→ (宗川オブザーバー)「加速している」というのはいい表現ではないか。

(2) 第1段落 「新型コロナウイルス・パンデミック」という用語について

(亀山幹事) 明らかな間違いである。パンデミックというのは感染症の病気の流行の形態です。つまり病気は流行しますが病原は流行しない。新型コロナウイルス・パンデミックと使われた瞬間に専門家がいらない組織の決議とみなされる。こういう素人くさい文面は改めるべきだ。

→ (前田京都支部代議員) 用語の問題については適切に直していくべき。

(3) 第5段落 地球環境の荒廃、野生生物との接触の増加とパンデミックとの因果関係について

(亀山幹事)「地球環境をも荒廃させ、野生生物との接触が増加し」の二つを取り上げて、結果としてパンデミックが生じているとは絶対にいえない。これが断定されているのが全

く不思議だ。この一文は削除して前の文につなげるのが本来の主旨ではないか。

→ (前田京都支部代議員) この文案の主旨というのは、病原体の発生からパンデミックにつながった両方に新自由主義的経済活動が影響している。最近のNature Foodにも出てましたが、やはり経済活動によって人間社会と動物との接触が増えてきており、大勢としては動物由来ではないかと考えられている。現時点ではこれが間違っているとは言えないのではないか。医療体制の崩壊とかをもたらししているのも当然なのですが、発生起源まで含めてグローバルな経済活動にも原因があるのではないかと言いたいのが京都支部の主旨である。

(代議員) 専門が経済学なんですけど、新自由主義が直接的原因なのか、加速している要因なのか、それとも背景なのか。背景にあるのなら同意します。つまり、今の、日本だけではなくて世界の多くの国々の経済の背景に新自由主義があることは同意する。背景とするんならこの決議のなかで新自由主義をこんなに前面に出すのか。背景を前面に出すなら、亀山さんの意見にもあるんですが、直接的な原因をもっと出して、パンデミックの問題あるいはポストコロナの問題を論ずるべき。

(代議員) 亀山さんが提案された一文について、少なくとも前の文はパンデミックが背景にあると、2文目はパンデミックに備えるために新自由主義政策からの転換をはかるということでつながりが悪い。

→ (宗川オブザーバー) このところはかなり重要なフレーズでありますので、ここを削

除するとなると全体の、構造上の重大問題になると思います。削除しては決議文の主旨がなくなってしまうと私は思います。

(代議員) SARS だとか野生生物の接触で起きた感染症がいくつか報告があります。そういうことを踏まえるとこれ全てを削除してしまうとまずいのではないかと。ただここはこれからの在り方とも言っているとも取れますので、結果としてコロナだけで納めるのではなくて、新たなウィルスによるパンデミックにつながっていますので、野生生物との接触が増加し、今後起こりうる新たな感染症の増加が、としてつなげていくのはどうでしょうか。

→ (亀山幹事) 一般的な新興感染症対策を訴えるなら、決議案の表題はかえるべき。SARS-CoV2 は非常に特徴を持ったウィルスですから、その原因や流行の特徴に引っ張られた内容にすると、一般化と折り合わない。

(幹事) 単純にその部分を取ってしまうと主旨が違ってしまうのは間違いない。つながったと言い切るのがまずいのであれば「いわれている」とか、「研究事例が多い」とかにすればよいと思います。

(4) 他の課題との関係について

(亀山幹事) 第二段落で事業者と生活困窮者への保障のみが取り上げられている。全般的な保障政策がないゆえに生活困窮者だけが困っているわけではない、あるいは一部の事業者が困っているだけではなくて、一般の正規雇用も含めて生活の重大な危機に陥っている。あまりにも不十分な言及で、とても社会の現状を見て科学者が社会的責任を自覚してそれに応えているとは、これを読んだ一般市民は

思わないのではないかと思います。この決議を市民に見せる自信がありません。私は見せたくありません。

もう一つ、核兵器禁止については、私は、平和問題研究委員会委員長ですので核兵器については強い思い入れがございます。核兵器禁止というのは何かの課題を相対化したり、抱き合わせて求めるものではなく、絶対的な必要事項として求めるものです。科学者会議が核兵器廃絶の課題をいろいろ列挙したことに対して、核兵器廃絶を求める団体の方々はどう受け止めるかが心配です。核兵器廃絶を含む見通しなしに、安易に加えることに危惧を覚えます。

(幹事) 亀山さんが言われたポストコロナへの対応が果たして抽象的なことだけでよいのかということですが、第2段落で書かれていることが不十分であることは明らかですが、ただこの決議の目的は明らかに医療体制の改善や PCR 検査などのような短期的なものでなくて、ポストコロナ、COVID-19 が終わってからのことを考えているわけですから、第2段落で「などが求められる」と書いてありますが「求められるけれども不十分である」というような、あくまでもここは情勢認識として書かれていると思いますので、微調整がとれていればいいのですが、微調整がとれていなければ決議は出せないのではないかと思います。起草委員の方には申し訳ありませんがまだ完成していないのだと思いますが、このまま採決してしまうと残念ながら大きく割れてしまうと思います。

(5) 「ポストコロナ」という課題について

(代議員) やはり基本は外に出すものなので、専門家が見ておかしいという文章は出さない

としなければいけない。ですから専門家の意見をいれるべきだと思います。私、歴史学をやっているものですから、ポストコロナというのは何年後のことを考えているのかわからない。まだ進行中なので誰もわからないですが、例えば天然痘ですと日本ですと 1849 年に種痘が始まって、絶滅したのが 1950 年代でした。ですからポストコロナというのは何をもって言うのかです。いろいろな専門分野の人が見て、どうかなというのは出さない方がいい。もし出すのなら、相当もんだ方がいい。去年もそうだったのですが幹事会預かりにした方がいいと思います。

(幹事) (チャット発言) : ポストコロナとして向かう社会は新自由主義からの転換では不十分ではないでしょうか。米国、中国の政策は、従来の新自由主義ではないのではないのでしょうか。また、GAFA などは「政策」の枠から外れる部分もあるかとも思います。

(6) 決議の取り扱いについて

(亀山幹事) (最初の発言のあと) 私の見解は先ほど申し上げた通りですが、意見の違いを多数決で決めてしまってよいのかはお諮りいただき問題だと思います。私は幹事ですからこれ以上議論するつもりはありません。(といいつつ、この後も数回にわたり発言は続く。)

(幹事:チャット発言) 言葉がまだ不十分(突っ込みどころ満載)なので、ここで決を採るのは、残念なレベルの文面です。このまま通っても否決されても、禍根は残すかとは思いますが。

(代議員:チャット発言): 拙速な多数決ではなくて、熟議を重ねた方がよいと思います。

(亀山幹事:チャット発言) 決議を採決することやその内容が逆に会の分断を図るのならば、なぜ決議をするのかということになってしまいます。

(オブザーバー:チャット発言) 重要な内容ですし、拙速に決をとるのではなく、もう少し熟議した方がよいという意見に賛同いたします。

(亀山幹事:チャット発言) 多数決である学問的見解の是非が決まるのではなく、会員の多様な考えが尊重される JSA であってほしいです。

→ (宗川オブザーバー) 私は今回決を採った方がいいと思います。否決されてもその方がはっきりしています。そうでないとまた次の幹事会でこのままの形で議論が進んでいくと思いますので、よくないと思います。いろんな意見があることは承知しております。だから、多数決でやらざるを得ません。全員賛成でなければ出せないわけではないですから私は決着をつけた方がいいと思います。一番最初に亀山さんが言ったような問題がありますが、常識的に解決できる問題です。COVID-19 と全部言わなければいけないわけではないです。なので、じりじりと学問的にこうでなければならぬといって全体を葬り去るのは反対です。

(起草委員) 決議がどういうものであるべきかを起草委員会では議論してきました。大会決議ですから対外的に科学者会議の姿勢を示すことになりますから、内容的には重いものです。で、今まで出た意見で取り入れられる点も多々あると思います。京都支部の方でも取り入れられる点があれば検討していただければと思います。もしそうなるのであれば時間もありませんので幹事会で議論することと

なります。

→(前田京都支部代議員) この決議は去年出すべき決議でしたが、なおかつ、1年経っても決着がつかずに、コロナ禍という状態もまだ解決していない。10年来、日本の医療体制、国と厚労省が計画的に進めてきた縮小であるとか、今も国会で議論になっている。これを何とか止めないといけないという緊急性に基づいてそういう気持ちで出しております。学術的に厳密性を問い始めるときりがないと思いますので、こういう国の政策、国際的な政策を転換しないといけないという意味で出しておりますので、ここでいったん決を採っていただきたい。用語の問題や一文の問題は起草委員会と相談させていただき修正するという条件付きで採決して欲しいと思います。全く別のものにするなら一から考えて欲しいと思います。

(亀山幹事：チャット発言)：前田さんのただ今の主張が京都支部の提案趣旨ならば、なぜ、喫緊の問題に絞った提案にしないのでしょうか。

(代議員：チャット発言) 第4段落「国連環境計画・・・」の最後は「新自由主義活動によって拡大された。」にすれば、後は賛成できます。

(幹事：チャット発言)：いやしくも科学者会議というのは、専門家の集まりです。そこでは、日本学術会議についても、政府に対する諮問(日本学術会議法4条)および勧告(同5条)について、いずれも「科学に関する・・・」という文言が付せられていることを参照しても、各分野における専門的知見に疑義があるものについては、日本科学者会議の決議に不適切です。また、日本科学者会議は文系から理系までの幅広い専門家の集まりですの

で、それぞれの分野に対する相互のリスペクトが必要です。今回のこの対応で、経済学の分野に対するリスペクトがされているのかどうか疑問が残ります。

(代議員：チャット発言)：意見表明しましたが、前田代議員の発言に賛同です。コロナ禍で決議案の趣旨を生かした表明を急ぐことが大事だと思います。

(代議員) こういう文言のことになるときりがないと思いますので、コロナ禍と新自由主義との関りは社会的意義がありますので、細かい点は後で微調整するとしてやはり出すべきと考えます。だから採決するということです。

(代議員) 私先ほど発言した通りなんですが、個人的に一番大きな点はポストコロナをいつのころなのか全く読めないことです。よく理解できないということで、大きな問題だと思います。チャットで皆さんお書きになっているように、幹事会送りにした方がよいという動議を提案します。

(代議員)(動議を支持する立場から) 不足している点を考えてみますと、新自由主義の問題が十分には科者会議の中で全体的な理解が出来ていないのではないですか。いわゆるウィルスの問題はいろいろ詰められるけれど、新自由主義の問題に関して、私も、地方自治の問題でいろいろやってますけど、もともとは経済政策なんでしょう。ですからやたらと金融的なものを中心にして、世界を動かそうとするものです。もう少し、科学者会議として経済学の方にもっとしっかりしてもらって、新自由主義をもっと専門的に研究し、研究会を開くなどして、しっかりしないといけないと思うんです。

(採択をせず幹事会に委権するという動議が採決され、50 票のうち、賛成 19 票、反対 17 票、保留 5 票、棄権 9 票で、議長はいったん賛成多数で動議可決と宣言したが、過半数を得ていないという疑義が出され、動議可決は取り消された。)

(最後に、他の 4 つの決議案と同じように、採決に付され、本決議案は賛成 12 票、反対 13 票、保留 23 票で採択されなかった。)

3. 全国幹事会への抗議文の提出

京都支部としては、代議員・全国幹事会への意見聴取をとまなう起草委員会の修正ならびに全国幹事会での承認を経たにもかかわらず、全国大会で大量の保留をとまなう採択されなかった要因は、本来、承認した決議原案を円滑に採択するように進めるべき全国幹事である亀山氏が、大会まで全く意見を述べず、大会本番で突然否定的な発言を連発し、決議案の創造的な部分を見えにくくしてしまったこと、またそれを制御できなかった議長団を兼ねた全国事務局にあると考える。

確かに、本決議案はコロナ・パンデミックと新自由主義という挑戦的、創造的な内容であるので、色んな意見があるのは承知している。しかし、会場からの意見には、全体の合意を得ようとする前向きの修正意見も多く、提案の中心にいた宗川氏が賛同する場面もあった。一方で、亀山氏の意見からは、決議を成案としてまとめようとする意図を感じられず、「幹事ですからこれ以上議論するつもりはありません」といいながらも、再三再四に、「市民には見せられない」「完全に誤りであ

る」「絶対にない」「素人くさい文面は改めるべきだ」など、礼を失する否定的な発言が度々発せられた。そのように意見の対立をみずから作っておきながら、「意見の違いを多数決で決めてしまってよいのかはお諮りいただく問題」「決議を採決することやその内容が逆に会の分断を図るのならば、なぜ決議をするのか」と、採決から遠ざける姿勢を最後まで見せた。しかも、広く意見を求められていた 2 週間には全く沈黙をしたうえで、本番の会議で混乱を招くような発言をするというのは、全国幹事としての役割を全く自覚していないと思われる。

そのような経緯より、京都支部は 7 月 4 日開催の第 2 回全国幹事会を前にして、「亀山統一氏の全国幹事としての資格を問う」という要望書(資料 3)を出して、亀山氏の取った態度について全国幹事会として何かしらの警告や処分を与えてほしいと要求した。しかし、事務局長からは、処分する規定がないということで、議題に取り上げないという通告があった。

京都支部から立候補により全国幹事に就任した宗川氏は、同要望書を議題にするよう当日の全国幹事会に動議を提出したが、採決の結果、採択されなかった。宗川氏は、会議後まもなく、全国幹事の辞任および退会の意志を表した。京都支部は、今後も新たな形で亀山氏と当時の執行部の責任を問うべく、対応を考える所存である。

以 上

＜資料１＞：第 52 回定期大会（2021 年 5 月 28 日）に京都支部から提出した決議案

ポストコロナの新しい社会の実現をめざして（案）

新型コロナウイルス・パンデミックは、発端から 1 年半を経過した今も収束の兆しすら見せていない。全世界の感染者数は、すでに 1 億 6 千万人を超え、死者は 340 万人に達した。日本でも、5 月の連休以降感染流行が急拡大し、感染者 70 万人、死者 1 万 2 千人を数えている。日本でも世界でも新たに出現した変異株が事態をいっそう悪化させている。

今回のパンデミックは、世界を席卷している新自由主義的な市場万能・規制緩和政策のもとで勃発した。世界同時に進められた種々の規制緩和・民営化が競争環境の激化や雇用環境の不安定化を生み出した。さらに、国境を越えたグローバル資本による新自由主義的グローバリゼーションが国際的な格差や貧富の差をもたらした。地球環境に対しても、多国籍企業が主導する野放図な世界規模の経済活動のため、生物の生育環境を保持するためのさまざまな規制もないがしろにされ、かつてないほど生物種が絶滅し、生物多様性が失われた時代を迎えることになった。

国連環境計画（UNEP）は、昨年、COVID-19 を含めた動物由来の新興感染症が増えた要因として、ヒト・モノの移動形態の変化に加え、①動物性タンパク質の需要拡大、②持続可能でない集中型農業の拡大、③野生動物の搾取の増加、④天然資源の野放図な搾取、⑤無計画・無制限の都市化と土地開

発、⑥移動・輸送・食料供給チェーンによる国境喪失、⑦気候変動による病原体拡散、などを指摘した。これらすべては人間活動の結果であり、そのうちの多くは、明らかに、新自由主義的グローバリゼーションによってもたらされたものである。

新自由主義政策のもとにある諸国は、感染症対策部門を切り捨て、医療体制を弱体化させた。日本でも、行政の効率化を旗印に、医療・福祉サービスの市場化が進められた。国による保障は最低限に抑えられ、それ以上のサービスは自己責任で市場から購入するという仕組みへと社会保障制度がつぎつぎに改悪された。新興感染症に備えて必要な予算と人員を確保することは、新自由主義政策の下では、“不要不急”、“非効率”、とされ、自助・共助が叫ばれて、公助は後回しにされた。

新自由主義政策に基づく世界規模での経済競争が、人間社会のみならず地球環境をも荒廃させ、結果として、今日の新型コロナウイルス・パンデミックが引き起こされた、といえる。われわれが新自由主義のくびきを断ち切り、節度ある経済政策に基づく社会をつくりださない限り、今後も新たなウイルスによるパンデミックに見舞われることになるだろう。

わが国における新型コロナウイルス感染拡大をくい止めるためには、当面、ワクチンの迅速で広範な接種、大規模な PCR 検査に

よる感染の封じ込め、医療機関に対する支援の抜本的強化、事業者への十分な補償と生活困窮者への支援の拡充、などが求められる。国内の医療体制を圧迫しさらなる変異株の感染拡大を招く恐れのある東京五輪・パラリンピックは中止すべきである。

そのうえで、ポストコロナを展望して、新自由主義政策から決別し、住民のいのちと暮らしが守られる社会、豊かな教育・文化・芸術・科学が発展する社会、核兵器をなくし憲法9条が生かされる社会、核や化石燃料ではなく自然エネルギーが活用される社会、地球

温暖化防止と生物多様性の保全を通して自然と人類とが共生する持続可能な新しい社会が求められている。そのような社会の実現を目指す運動を一層強力に推し進めていく必要がある。

日本科学者会議は多くの市民と手を携え、ポストコロナの新しい社会の実現に向け奮闘することをここに宣言する。

2021年5月30日

日本科学者会議第52回定期大会

<資料2>：第52回定期大会起草委員会で修正された決議案（20210611）

ポストコロナの新しい社会に向けて、科学者としての役割を発揮しよう

新型コロナウイルス・パンデミックは、発端から1年半を経過した今も収束には程遠い状態にある。全世界の感染者数は、1億7千万人を超え、死者は370万人に達した。日本でも、5月の連休以降感染流行が急拡大し、感染第4波に見舞われ、累計感染者数77万人、死者1万4千人を数えている。日本でも世界でも新たに出現した変異株が事態をいっそう悪化させ、デルタ株はすでに60カ国に拡大している。

日本における新型コロナウイルス感染拡大をくい止めるためには、当面、ワクチンの迅速で広範な接種、大規模なPCR検査による感染の封じ込め、医療機関に対する支援の抜本的強化、事業者への十分な補償と生活困窮者への支援の拡充、などが求められる。東京オリンピック・パラリンピック開催につい

ては、多くの医療関係者が、国内の医療体制を圧迫しさらなる変異株の感染拡大を招く恐れがあるため、中止すべきであるとの警告を発している。

今回のパンデミックは、M・フリードマンらの主張を理論的背景とする世界規模の新自由主義政策のもとで勃発した。市場原理の導入とそれに基づく規制緩和は、競争の激化や雇用の不安定化を生み出し、国境を越えた多国籍企業が国際的な格差や貧富の差を拡大させた。地球環境に対しても、多国籍企業の経済活動のため、各国・各地域で生物の生育環境を保持するさまざまな規制もないがしろにされ、かつてないほど生物種が絶滅し、生物多様性が失われつつある。

国連環境計画（UNEP）は、昨年、

COVID-19 を含めた動物由来の新興感染症が増えた要因として、ヒト・モノの移動形態の変化に加え、①動物性タンパク質の需要拡大、②持続可能でない集中型農業の拡大、③野生動物の搾取の増加、④天然資源の野放図な搾取、⑤無計画・無制限の都市化と土地開発、⑥ 移動・輸送・食料供給チェーンによる国境喪失、⑦気候変動による病原体拡散、などを指摘した。これらすべては人間活動の結果であり、そのうちの多くは、新自由主義的経済活動によってもたらされたものである。

新自由主義政策を進める諸国は、感染症対策部門を切り捨て、医療体制を弱体化させた。日本でも、行政の効率化を旗印に、医療・福祉サービスに市場原理が導入された。国による保障は最低限に抑えられ、それ以上のサービスは市場から購入する仕組みへと社会保障制度がつぎつぎに改悪された。新興感染症に備えて必要な予算と人員を確保することは、新自由主義政策の下では、“不要不急”、“非効率”、とされ、自助・共助が叫ばれて、公助は後回しにされた。

このような新自由主義政策を背景とした世界規模での経済競争が、人間社会のみなら

ず地球環境をも荒廃させ、野生生物との接触が増加し、結果として、今日の新型コロナウイルス・パンデミックにつながった。今後起こりうる新たなウイルスによるパンデミックに備えるためにも、新自由主義政策からの転換を図らなければならない。

住民のいのちと暮らしが守られる社会、豊かな教育・文化・芸術・科学が発展する社会、核兵器をなくし憲法9条が生かされる社会、核や化石燃料ではなく自然エネルギーが活用される社会、地球温暖化防止と生物多様性の保全を通して自然と人類とが共生する持続可能な新しい社会といった、ポストコロナの新しい社会像を描いていく必要がある。そのような社会の実現に向けて、われわれ科学者には一層の努力が求められている。

日本科学者会議は多くの市民と手を携え、ポストコロナの新しい社会に向けて、科学者としての役割を発揮していくことをここに決議する。

2021 年 6 月 13 日

日本科学者会議第 52 回定期大会

＜資料 3＞：2021 年 7 月 2 日に全国幹事会に提出した要望書

JSA 全国幹事会 御中

亀山統一氏の全国幹事としての資格を問う—全国幹事会への要望

JSA 第 52 回定期大会において、起草委員会から決議案 5 本が提案され、それらすべてが滞りなく承認されるのではないかと期待された。井原聡・前事務局長の証言にもあるように「5 月 30 日大会当日の第 5 回幹事会

(30 分) では増澤総務財政部長から 5 つの決議文案が提出されたことの報告を受けて、これらを大会に提出することについて採決提案があり 5 つの決議文案が提出されることが幹事会で決められ」ていたからである。この

幹事会に亀山統一・幹事も出席していた。

ところが、『ポストコロナの新しい社会に向けて、科学者としての役割を発揮しよう』の決議案が提案されや、突如、亀山幹事が、本決議案に対して、猛然と激しい口調で攻撃し始めたのである。「新型コロナウイルス・パンデミックと使われた瞬間に専門家がない組織の決議とみなされる」、「新型コロナウイルスの起源はまだ解明されていない」、「この決議を市民に見せたくない」、「核兵器廃絶などを安易に加えることに危惧を覚える」などなど、決議案の趣旨とは無関係の根拠のない理屈を並べ立て、決議案が JSA の権威と品位にそぐわない、と捲し立てたのである。JSA の最高機関である大会の場で、このような直接話法による侮蔑的言辞を聞くとは想像だにしなかった。

本決議案は、中野貞彦・全国幹事を委員長とする起草委員会と起案者である京都支部とが数度に渡って意見交換し、最終的に起草委員会によって作成され、全国幹事会で承認された事案である。そもそも幹事には、幹事会で承認した事案を、大会の場で、議決権をもつ代議員に対して、了承を求めるべく説明す

る責任がある。もし、亀山幹事が、本決議案に対して疑義があるなら、事前に幹事会の場で発言し、訂正なり取り下げを要求すべきであった。その機会はいくらでもあったはずである。にもかかわらず亀山氏は大会の場で全国の代議員を前にして、本決議案のみならず、決議案の起案者ならびに起草者を罵倒・愚弄したのである。

本決議案を起案した京都支部に責任をもつ支部幹事会として、大会における亀山幹事の言辞を絶対に許すことはできない。JSA 会則前文には「すべての会員は、会がその目的をよくはたすことができるように、力をあわせる義務をおいます。」とある。亀山氏をして上のような理不尽な行動に駆り立てた真の動機が奈辺にあるのか知る由もないが、亀山氏の今回の大会における言動は、明らかに、この会則の精神に反している。亀山氏が全国幹事の資格に欠けると断ぜざるを得ない。全国幹事会は、亀山氏に対して全国幹事の資格停止を含めた厳正な措置をとるよう、ここに要望する。

2021 年 7 月 2 日

JSA 京都支部幹事会

JSA 第 52 回定期大会に代議員として参加して

細川 孝

わたしは日本科学者会議第 52 回定期大会（5 月 30 日と 6 月 13 日の 2 日間、オンラインで開催）に代議員として出席しました。5 月 30 日の大会の模様については、すでに「支部ニュース」6 月号にて報告しております。本来であれば、7 月号にて大会 2 日目につい

て報告すべきでありましたが、1 月遅れとなりました。

十分な時間があるにも拘わらず報告をまとめるに至らなかったのには、事情があります。わたしが代議員として定期大会に参加するのは 2 回目のことですが、今回は困惑すること

が相次いでおり、どのように記すべきか悩んだということです。

この「支部ニュース」には京都支部幹事会「第 52 回全国大会に京都支部が提案した大会決議案の顛末に関する報告」が掲載されています。そこにも示されていますように、5 月 23 日の支部定期大会で採択された「ポストコロナの新しい社会の実現をめざして」と題する決議を全国大会に提案しました。そして、起草委員会での検討を経て大会に諮りましたが、不採択となりました。

不採択ということは当然にあり得ることですが、そこに至る経緯（大会運営のあり方）については疑問に感じるが多々ありました。支部大会で選出された代議員として、ここにその思いを記すことは責任でもあると思います。わたしは「支部ニュース」6月号に掲載された大会初日の報告の「付記」として、「（幹事会による）全国大会の運営について疑問に（不自然に）思うことが続発しています。これについては大会2日目（6月13日）の報告の際に言及したいと思います」と記しました。

それは、（わたしが担当することとなった）選挙管理委員会の運営、大会の議事記録などについてですが、驚きの連続でした。これらの点については、全国事務局にも直接、伝え

ましたが、納得ある説明はなされないままでした。その詳細を記すことは、徒労感を感じざるをえないこともあってやめておきますが、わたしが会員となった30年近く前にJSAに対して抱いていたイメージ（信頼）を大きく覆させるには十分なものでありました。このことは、大会期間中に事務局長（当時）にお伝えしたことであります。

京都支部が提案した決議案が採択されなかったということはある意味で表面的な問題であり、JSAが組織的に大きな課題に直面していると認識しています。1人の全国幹事の不適切な言動を許容するにとどまらず、組織の運営において民主主義を貫くという観点が大きく後退していると言わざるを得ないと思います。

しかし、同時に、今日の情勢のもとでJSAが果たすべき役割を考えた時に、絶望する（投げ出す）ことはできないとも思います。これまでのわたしにとって、JSAはいくつかの学協会や社会運動の一つにしか過ぎませんでした。これからもそのスタンスは変わらない（変えられない）でしょうが、もう一歩足を踏み出していきたい、そのような思いにさせられたという意味では、わたしにとって貴重な機会となったと受け止めたいと思います。

JSA 第2回全国幹事会の報告

竹中寛治

第2回全国幹事会は、2021年7月4日（日）午後にZoom開催され、28人中26人が出席し、議長に多羅尾氏（東京）を選出して進行了しました。京都支部からは宗川氏と竹中が出席（以下、全国幹事としての資格を問うた人についてはイニシャルにしています）。

第2回全国幹事会に対して京都支部幹事会は、「K氏の全国幹事としての資格を問うー全国幹事会への要望」（7月2日）（以下、京都支部要望書）を提出し、要望内容について、この幹事会で実質的に議論をしましたので、報告します。

議事の前段で宗川氏から、京都支部要望書を議題として取り上げることの提起があり、議長は議事の「総合討論」の項での提起を求めました。

京都支部要望書の要旨は、次のとおりです。
“JSA 定期大会には5本の決議案が提出された。この内の一つに「ポストコロナの新しい社会に向けて、科学者としての役割を發揮しよう」(ポストコロナ決議案)があった。この提出は、大会当日の幹事会で決めたもの。この幹事会にはK幹事も出席していた。ところがK幹事は、このポストコロナ決議案が大会に提案されるや、「猛然と激しい口調で攻撃」をし始めた。例えば、『新型コロナウイルス・パンデミックと使われた瞬間に専門家がいけない組織の決議とみなされる』、『この決議を市民に見せたくない』、『新型コロナウイルスの起源はまだ解明されていない』、『核兵器廃絶などを安易に加えることに危惧を覚える』といったもので、「決議案の趣旨とは無関係の根拠のない理屈を並び立て、決議案がJSAの権威と品位にそぐわないと、捲し立てた」。JSA「大会の場で、このような侮蔑的言辞を聞くとは想像だにしなかった。」この決議案は、全国幹事の一人を「委員長とする起草委員会と起案者である京都支部とが数度に渡って意見交換し、最終的に起草委員会」が「作成」し、K幹事を含む「全国幹事会で承認された」ものである。そもそも決議案を大会に提案した幹事会は、その了承を代議員に求める立場にある。その提案に意見があるなら、幹事会で言えばいいのである。にもかかわらずK幹事は、「全国の代議員を前にして、本決議案のみならず、決議案の起案者ならびに起草者を罵倒・愚弄した」。したがって、コロナ後の新たな社会で科学者の役割を發揮しよう

との「決議案を起案した京都支部に責任を持つ支部幹事会」は、このようなK「幹事の言辞を絶対に許すことはできない」として、全国幹事会に、JSA会則の精神に基づいた「厳正な措置」を求めたものである。

会則前文には「すべての会員は、会がその目的をよくはたすことができるように、力をあわせる義務をおいます。」とある。にもかかわらず、全国大会で、全国の代議員を眼前にして、ポストコロナ決議案のみならず、起草委員会及び起案者の京都支部並びに起草者に対し、聞くに堪えない罵倒・愚弄を投げつけたK幹事の言動は、「この会則の精神に反している」。よって、JSA京都支部幹事会は「全国幹事会に対し、K幹事に対して全国幹事の資格停止を含めた厳正な措置をとるよう」「要望する。」というものです。

「総合討論」に入った段階で、宗川氏から京都支部要望書を読み上げて提案趣旨を説明し、K幹事の資格停止を含めた厳正な措置をとるよう要望し、審議を求めました。

これに対し、事務局長から要旨、“京都支部の要望は、本日の議案に加えなかった。JSA規則上、「幹事の資格停止」措置はない。規定にない対応を求める動議の議案設定は、規則違反になる。よって、議案として取り上げるべきでない”と発言がありました。幹事会議論時間進行順を離れますが、この点については議論の中でも要旨、“幹事資格停止は、幹事会権限を越えていると思う”、“K幹事発言に一部問題があることは認めるが、それを理由の権利制限との主張はわからない”との意見がありました。

事務局長意見の後、すぐに、幹事の一人から要旨“幹事会は、起草委員会提出の決議案を通す義務があるのか”との意見がありまし

た。

京都支部要望書は“決議案を了承して大会に提案した全国幹事会は、その了承を代議員に求める立場にある”，“その提案に意見があるなら、幹事会はK幹事を含んで大会前にその内容について議論しているのだから幹事会で言えばいいことだ”というものです。

強調すれば，“自らも出席した幹事会で承認するかどうかの議論がされているのに、ここでは発言せず、幹事会承認を受けたポストコロナ決議案が大会の場に提案された途端に、反対意見を述べて採択に反対するのはおかしい”，“大会代議員に提案した執行部の一人が、大会の場でその提案に反対するというのは、団体運営上、まったく筋が通らない”，“提案した者が提案には反対だと言うことは、提案した大会代議員に混乱を招くものではないか”ということです。事務局長意見の後の全国幹事の意見は、K幹事への厳正な措置を求める根拠にかかる意見だったので、実質的に議論に入りました。

京都支部の二人は上記の主旨を述べました。この内の、提案者が提案に反対するのは筋が通らないとの意見に対し、組織財政部長等は、決議案の検討時間は30分しかなく、詳細に議論せず決議案を承認しただけであると返答されました。しかし、提案される側の代議員は、提案にかかる執行部内議論の浅深の程度はわかる術はありません。もう一点は、大会では代議員も幹事も幹事候補も発言できるとなっているから、その範疇でのK幹事の発言だったと返答がありました。

しかし二点とも、要旨「提案した者がその

提案に反対するのはまったく矛盾している、筋が通らない」との意見に対する回答に答えていないものです。30分しか議論していないので、時間が無かったので提案者であっても提案に反対していい、とどうしてなるのでしょうか。また、大会では幹事も発言できるからということですが、それがどうして、自らが提案した内容に反対する意見であってもいい、となるのでしょうか。京都支部要望書に対する筋上の、線上の回答になっていないと考えます。こういった実質的な意見交換の進行の中で、京都支部要望書を動議として取り上げるかどうかとの意見があり、この意見を受け幹事会議長は、京都支部要望書を動議として取り上げるかどうかについての採決を行うとし、採決の結果、京都支部要望書を動議として取り上げることに反対が17、保留が3、賛成6で、議題とはなりませんでした。

京都支部要望書にかかる全国幹事会の状況は前記のとおりですが、京都支部幹事会委員全員が確認して作り上げた京都支部要望書の中において指摘した二つの問題点（提案した側が提案に反対してもいいかのような運営の不明瞭性、日本科学者会議の構成にとって不可欠の支部に対する罵倒・愚弄が、JSA会則にある「すべての会員は、会がその目的をよくはたすことができるように、力をあわせる義務をおいます」との精神を先頭に立って実践しなければならない立場にある全国幹事会メンバーによって行われたこと）の解決はなされていません。

したがって、引き続きこの二点については、解決を求めて行くこととなります。

『日本の科学者』読書会 7 月例会 (7/19) の報告

2021 年 6 月号 特集「人権としての特別支援教育」

標記例会が 7 月 19 日 (月) 15 時 30 分～17 時 30 分 ZOOM を用いて行われた。参加者 6 名。特集より 3 篇の論文が取り上げられた。

二通 論「特別支援教育」—日本におけるその歴史とひとりの教育実践者の総括と展望

(報告：清水民子)

特別支援教育の対象の**第 1 の層**は視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由ほか障害児とされ、「特殊教育」と呼ばれる支援教育の前史をなす。学校工場での職業訓練に見られるように「社会適応論」が根強く、子ども社会のいじめにもさらされた。

1990 年代から注目されるようになった「通常学級で理解されにくい」子どもたちが、文科省 2007 年通知により「知恵遅れのない発達障害」(学習障害・ADHD・高機能自閉症)として特別支援教育の対象の**第 2 の層**となる。

第 3 の層は 2018 年、文科省のコアカリキュラム提示による「障害はないが特別の教育的ニーズのある」マイノリティや貧困層である。

著者は情緒障害学級の担任経験や学習障害児の親の会とのかかわりをつうじて上記の**第 2 の層**への教育実践のありかたを詳述している。その主旨は「肯定」から入る教育的支援であり、「対話」において肯定語を重視する方法である。

(感想) 3 つの層は、障害もしくはスペシヤル・ニーズの新たな発見の歴史ととらえられよう。教育政策も対応して変化している。その意図や展望しうる成果は、教育現場の現実との関連でどのように評価できるのか知りたい。特別支援学校の「設置基準」がいまになってやっと作成に動くという実態なのである。

近藤真理子「大学における『特別支援教育』の意義と展望—インクルーシブな学びの可能性」

(報告：近藤真理子)

大学全入時代の実態

文部科学省のまとめでは、2008 年大学入学率 36.4%は 2019 年 53.6%に増加する。

大学数では、1991 年の大学審議会の「大学教育の改善について」の答申、2001 年の総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第一次答申」で、大学の新学部増設、入学定員の増員の緩和、教員養成系大学が増加する。将来的な定年教員数を試算し 2005 年「教員

分野に係る大学等の設置または主要定員増に関する抑制方針の撤廃」が出され、多くの私立大学で、小学校教員免許状取得が可能になった。該当大学は、2005 年の 50 校から、2015 年に 176 校と 3 倍以上に増加している。結果今日 4 割の大学で定員割れをしている。大学での講義等を理解する学力や理解力についての審査が十分ではなく、支援学級籍の生徒や、不登校等で十分に学修をしてこなかった高校

生等の入学もある。文部科学省から 2016 年「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第 1 次まとめ）」には、「障害を理由に就学を断念することがないよう、就学機会を確保することが重要とし、教育の質を維持することが必要であること」が明示され、2016 年「障害者差別解消法」施行の目的に「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に資する」とあり、大学の支援体制には模索が続く。

大学生の支援について

日本学生支援機構「障がいのある学生修学支援の実態調査」によると支援の必要な学生の内訳は、令和元年報告では発達障害と精神

障害を合わせると半数を占める。支援室の設置などの支援の必要な学生に対する支援率は、国立大学は 63.5%で、私立大学は 48.4%にすぎず、支援の内容の詳細は明らかになっていない。支援が必要であっても支援の要請をしない学生もいる。サポートが受けられず「努力不足」として、単位取得不足になる学生がいる。どの教員も適切な支援や配慮ができるとは限らない。

学生は大学で、小中学校での様々の配慮の必要な児童生徒への対応について身をもって考え、現場で、自分が配慮されたよう児童生徒に支援し、集団作りが実践できるよう、大学での合理的配慮の方法と内容、特別支援教育の講義や方法について深める必要がある。

竹澤大史・藤本文朗「ベトナムの特別支援教育と教員養成の歴史と現状—日本との交流を通して」（報告：藤本文朗）

現在国が勧める特別支援教育は、共生（インクルーシブ）の理念を掲げ、特別な配慮をし、予算をたてて、この人々への理解教育をすすめているが、心の壁がある状態での特別支援教育となっていないだろうか。この特集の背景として、2019 年度春より小中学校教員を目指す大学生約 20 万人に対して「特別支援教育」が必須となり、そのための入門書を 2 か所の出版社から予定をしている。（1 冊は、2020 年 2 月にミネルヴァ書房より『小中学校教員のための特別支援教育入門』として既刊。）2 冊目刊行に向け「人権尊重として」の特別支援教育の立場から編集をしている。

日本における公教育の予算は OECD の過去 8 回の調査で最下位で、20 人学級は実現せ

ず、その予算のしわ寄せが特別支援教育へと流れている。

藤本と竹澤は 40 年近くベトナムと交流をし、「ベトちゃん ドクちゃん」2 人の支援を行い「ベトちゃん、ドクちゃんだけでなく」支援の必要な子どものため、ホーチミンで特別支援教員養成を任され、日本から 40 人余りの講師の派遣と 300 万円の支援をし、ベトナムの特別支援教育の発展と日本との交流を行ってきた。しかし、ベトナム政府がドイモイを導入し、特別支援学校に通う子どもの教材費が必要となり、退学する子どもでている。

一方、ようやく、アメリカの民間団体が、ベトナムの障害児のために財政的な支援を始めている。

「原水爆禁止 2021 年世界大会 科学者集会」(8/1)の報告

左近拓男

8月1日(日)13:00~16:30に科学者集会
がZOOMオンラインで開催された。今年度の
テーマは『原水爆禁止条約発効 - 市民と科
学者が力を合わせ「核の時代」を終わらせよ
う』である。

基調講演として、増田善信さん(元気象庁
気象研究所)から、「ストックホルム・アピ
ールから核兵器禁止条約の発効まで」という
タイトルで報告された。ご自身の70年間の
運動について説明された。1950年のストック
ホルム・アピールは、原子兵器の絶対禁止、
厳格な国際管理の確立、どのような国に対し
てであれ、最初に原子兵器を使用する政府は、
人道に対する罪を犯すものであり、戦争犯罪
者として取り扱われるべき、と唱えた。この
アピールには物理学者の本多光太郎や坂田昌
一、学習院学長の安倍能成、そして俳優の原
節子などが署名した。増田氏はビキニの水爆
実験の調査や原水爆禁止運動に携わり、「核の
冬- 核戦争と気象異変」の執筆、NHK特集
「世界の科学者は予見する核戦争後の地球
第2部 地球凍結」の監修もされた。「黒い雨」
の問題では、1987年5月の気象学会春季大
会の発表で、広島原爆における「暫定的な増
田雨域」の発表を行われ、その後も現地調査
を行って延べ500人への聞き取り調査を行わ
れた。2020年7月の裁判では、広島地裁は、
放射能を受けた蓋然性があり、原告全員が国
の指定した11種の疾病に罹っていること
から、宇田雨域の「大雨域」の外に住んでい
る原告84名全員に、被爆者健康手帳を交付
することを広島市長、広島県知事に命じた。
2021年7月の広島高裁判決は、さらに一歩

進めて、原爆医療法の趣旨からすれば放射能
の影響を受けた蓋然性さえあれば被爆者健康
手帳を交付すべきとした。7月26日午後、
菅首相が記者会見で上告断念を発表した。戦
後76年、やっと一部被爆者の願いが認めら
れた。

濱田郁夫さん(太平洋核被災支援センター
共同代表)は、「クリスマス島核実験阻止の
抗議船とビキニ労災訴訟」というタイトルで、
1957年以降の核兵器に対する抗議活動と世
論の紹介、ビキニ後のマグロ漁業について報
告された。1957年1月にイギリスがクリス
マス島で水爆実験を行った。同年3月~8月
には危険水域が設定され、核実験が行われた。
これに反対する反対集会が、室戸岬町で町議
や県議、室戸岬船員同志会、婦人会、青年団
などにより2月27日に行われた。その後の
水爆実験反対運動について詳細に紹介された。

イ・ジュンキュさん(韓神大学統一平和政
策研究院上級研究員)は、「核兵器禁止の時
代」における強大国政治の再現と東アジアの
平和-朝鮮半島から平和の道を探る-という
タイトルで報告された。朝鮮半島の戦争構
造の解体と平和構築における現在の課題とし
て、停戦状態を終わらせ、平和体制へ転換し
ていくこと、膠着状態にある朝鮮半島「非核
平和プロセス」を再稼働させるために朝鮮半
島の戦争構造を解体する平和の軸を稼働す
ること。具体的には、平和協定のための平和会
談、信頼醸成措置、米朝関係正常化プロセス、
朝鮮半島の非核化には、非核化措置に対する
北朝鮮の決断が必要である。そのような決断
ができるような環境づくりが必要。その意味

で、核兵器禁止条約の意義は大きい。

「8. 2 京都の市民と大学人のつどい」を開催して

竹中寛治・細川 孝

「日本の学術と大学の危機をどう打開するか」をテーマにして、8月2日の夜に「つどい」を開催しました。日本科学者会議京都支部も参加する実行委員会が主催しての企画です（支部からは竹中、細川の2人が運営に参加しました）。会場参加、オンラインでの視聴を含め約60人の参加がありました。

この「つどい」は昨年10月20日に開催した「日本学術会議への政治介入に抗議し、説明・撤回を求める京都緊急集会」に続く、京都の大学関係者が共同して取り組んだものです（実行委員会には他に、京都大学職員組合、京都府公立大学法人労働組合、京滋地区私立大学教職員組合連合、自由と平和のための京大有志の会が参加しました）。

実行委員会では、日本学術会議の会員候補者に対する任命拒否、国立大学のガバナンス改革、コロナ禍での大学教育の危機の3つを柱にして企画を進めました。学術会議の問題については、会長や副会長に講演を要請しましたができませんでした。そのため、主催者側で簡単に現状報告を行うにとどまりましたが、任命拒否の対象とされた芦名定道さんと松宮孝明さんのお二人からメッセージを寄せていただきました（別項を参照）。

講演は、駒込 武さん（京都大学）「国立大学のガバナンス改革と大学危機」と光本 滋さん（北海道大学）「コロナ・パンデミックが問う大学の姿」の二つでした。

駒込さんは、日本学術会議問題にも言及しつつ、現在進行中の「ガバナンス改革」について、「国立大学法人法」改正の問題点に焦点

をあてて話されました。「改正」は、学長に不正や法令違反等があった場合の対応を口実としていますが、監事の機能強化によって政府や財界の意向が持ち込まれ、大学自治が圧殺されることが指摘されました。

京都大学や全国の大学で起きている問題に触れながら、国立大学の「公共性」が失われ、私物化されている現状を踏まえ、次のように述べられました。それは、大学はもともと「公共財」であるというスタンスを明確化しつつ「公共性」を深化・充実させていく必要があるということです。具体的には、大学ガバナンスへの学生の参加を保障する、そして、市民、地域住民、保護者に対して直接的に大学における研究・教育・医療の意義を語りかけるとともに、それぞれの要求に耳を傾ける、ということです。職員組合のタテカン訴訟にも言及されました。

光本さんは、コロナ危機によって、これまでの大学のあり方には数多くの問題があることが明らかになったとされました。北海道大学の事例をもとに研究・教育などが制限されている状況が示されるとともに、教育費の負担、学生の排除、教職員の権利侵害が生じていることと、コロナ対策の遅れや危機に便乗した動きが広がっていることが指摘されました。

このような状況に対して、大学が目ざす方向と課題として、次のようなことが述べられました。まず、大学像として、学生・市民のための大学であることです。そして、制度的な課題として、設置基準の改正と条件整備を

追求すべきことです。さらに、大学像の実現のための条件整備の課題は大学評価を通じて明確になるということです。大学評価を可能とする構成員の共同をつくることが大学自治の課題とされました。

お二人の講演は何れも充実した内容であり、参加者を含めたディスカッションで深めるべきでしたが、進行上の不手際でかないま

せんでした。また、対面とオンラインを併用した企画の運営という点でも課題を残すことになりました。

とはいえ、今回の企画を通して、京都の大学関係者の共同を進めていくうえで一つの財産ができたと考えています。今後も継続的にこのような企画を呼びかけていきたいと思います。

「京都の市民と大学人のつどい 『日本の学術と大学の危機をどう打開するか』」

への連帯の挨拶

芦名定道

関西学院大学の芦名です（今年の4月より、京都大学から関西学院大学に移動しました）。

昨年10月から現在に至るまで、日本学術会議問題に関しては、各方面の方々より、任命拒否の撤回と理由の開示について、ご協力いただきました。感謝申し上げますとともに、本日のシンポジウムにお集まりのみなさまに、連帯のご挨拶をいたします。

まず、この半年あまりの日本学術会議問題をめぐる情勢から、以下の点を報告します。昨年、12月9日付けで出された「日本学術会議の改革に向けた提言」（自由民主党政務調査会内の「政策決定におけるアカデミアの役割に関する検討PT」）では、日本学術会議の「独立性」を認めるとしつつも、ガバナンス機能の強化、会員の選出規準・方法の透明性（第三者機関）の確保、そして改革の可能性のなかで「独立した法人格を有する組織」について言及されました。会員任命拒否の理由を明らかにしない中で日本学術会議の「改革」を論じるのは論点のすり替えですが、この提言には政権の本音が現れています。それは、「独立した法人格を有する組織」、つまり独立法人としての日本学術会議改革という方針であり、

今後、こうした方向性を軸に改革の具体化が図られることが予想されます。

これに対して、日本学術会議は、自らの改革案（「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」4月22日）を示すことによって対峙して、6人の任命を求める姿勢を崩していません。これは、先の記者会見（7月29日）でも表明された通りです。また、任命拒否された6人は、任命拒否の理由などが記された書類について、個人情報開示請求を内閣府に対して行いましたが（4月26日）、「開示請求のあった保有個人情報を保有していないことから不開示」などとの回答がなされ、6名はすでにこの回答に対して批判声明を出しています（7月8日）。

こうした動向から浮かび上がるのは、「独立した法人格を有する組織」という点に明確に示されているように、国立大学が国立大学法人となった際の改革手法を踏襲することによって日本学術会議を「改革」しようとの政権サイドのねらいです。この独立法人化によって、その後の国立大学はその自治を大幅に失うことになりました。現在の国立大学は財政的にも人事権においても十分な自立性をもつ

ていないと言わざるを得ないでしょう。こうした点から、日本学術会議と大学とは、同じ問題状況に直面していることは明らかです。ここに、連帯の必要性があります。2022 年度からの第4期中期目標・中期計画についても、動向を注視しなければなりません。

マスコミ的には日本学術会議問題はいわば過去のことになりつつありますが、国民の多

くにとっては見えないところで、現在も攻防は続いています。日本学術会議がこれまでの軍事研究反対の姿勢を貫けるかはいよいよ正念場であり、それは国民の広い支持が得られるかにかかっています。

このシンポジウムのお集まりのみなさまにはさらなるご支援をお願いしつつ、私の連帯の挨拶といたします。

8.2 京都の市民と大学人のつどいへのメッセージ

立命館大学教授 松宮孝明

「8.2 京都の市民と大学人のつどい」にご参加のみなさま、立命館大学の松宮でございます。昨年10月20日は、同じく「京都の市民と大学人のつどい」実行委員会が主催された「日本学術会議への政治介入に抗議し、説明・撤回を求める京都緊急集会」でお話をする機会をいただきました。まことにありがとうございました。

私はその際、この問題は専門家の「耳の痛い話」を聞かない現政権の致命的な欠陥に由来しており、任命拒否の本当の被害者は、学術会議が影響を受けることによって間接的に影響が及ぶ、日本で学問をする人々、その恩恵を受けるべきすべての人々であると述べました。

これは不幸にも当たってしまいました。その後、現政権は新型コロナウイルス対策で失敗を重ね、東京都ではついに1日4000人を超える新規感染者を出してしまったのです。しかも、菅首相はこの責任を、辛抱にたまりかねている市民に転嫁し、他方で「人流は減少している」などという楽観論を述べて、オリンピック、パラリンピックは絶対に中止しないという矛盾したメッセージを発しています。これは、感染症対策および医療の専門家

の「耳の痛い話」をまったく聞かないという態度であることも、すでに報道されています。7月30日夜の記者会見で新型コロナウイルス対策が失敗した場合に「首相を辞任する覚悟があるか」と問われても、全くかみ合わない応答をしているのです。

その結果、NHKでも、とうとう、「どうせ同じことしか言わないんだから、首相の記者会見は見ない」という街頭インタビューが流されてしまいました。独断的・独裁的態度は、市民からとうに愛想をつかされているのです。

本日の「つどい」で取り上げられる国立大学の学長の権限強化と暴走も、同根の問題です。旭川医大では、独断専行の上数々の不祥事を起こしたとされる学長に対し、学長選考会議が数々の問題行動を認定し、文部科学相に解任を申し出たと報じられております。これは、大学の組織再編が学術の展開方法を見定めた結果としてではなく、政府がときどきの政策を推進するための手段として行われてきたことの危うさを象徴する出来事です。管理の効率ばかりを追求する学長権限強化は、ふさわしくない人物が任命されたり在任中にふさわしくなくなったりした場合に取り返しのつかない事態になることが、ここで例証さ

れたのです。また、同じ問題は、理事長の権限を強化した私立学校法の一連の改正にも見られます。

コロナ・パンデミック下で大学は新たな危機に直面しております。そこには、このような大学のガバナンスにおける問題点が集中的

に現れてきております。本日の「つどい」にご参加のみなさまが、広く現状の問題点を共有し、大学および学術の危機打開に取り組まれることを祈ります。

ともに頑張りましょう。

支部の行事予定

1. 8月読書会 (ZOOM)

日時：8月24日（火）15：30～17：30

内容：JJS 7月号「東日本大震災から10年目の課題」

報告：綱島論文（綱島）、小川論文（左近）、阿部論文（菅原）

ZOOMミーティングURL

<https://zoom.us/j/99518151086?pwd=U1R4anpDbnNOY1Z0VDVBMVByT09rUT09>

ミーティングID: 995 1815 1086

パスコード: 373675

2. 京都支部幹事会Ⅱ (ZOOM)

日時：8月24日（火）18：00～20：00

◆◆◆支部幹事会だより◆◆◆

幹事会Ⅱ(7/20)、幹事会Ⅰ(8/5)の報告です。

1. 会員の現況 (8月5日現在)

一般会員：195、特別会費会員：2、家族割り特別会費会員：3、
若手会員：6、若手特別会費会員：7、読者：4

2. 会計報告 2021年度7月決算

2021年度累計

収入累計 1,998,699 円

支出累計 892,128 円

収支累計 1,106,571 円

前年度繰越金 148,461 円

7月末残高 1,255,032 円

2021年度7月決算

7月收入合計 89,249 円

7月支出合計 219,213 円

7月分収支 △129,964 円

前月繰越金 1,384,996 円

7月末残高 1,255,032 円

3. 反核ネット市民講演会 (ZOOM)

日時：7月23日（金）14：00～16：00

講師：安齋育郎氏

内容：核兵器禁止条約のある世界／福島原発事故後の状況

4. 福島甲状腺がんの真相を明らかにする会・検証委員会 (ZOOM)

日時：7月30日（金）19：00～

5. 京都の市民と大学人のつどい

テーマ：日本の学術と大学の危機をどう打開するか

日時：8月2日（月）18：30～（18：00開場）

場所：龍谷大学校友会館響都ホール（ハイブリッド）

参加者：約60名

6. 支部幹事会の体制について

宗川吉汪氏の支部代表幹事辞任および退会に伴い、支部代表幹事を支部幹事会で互選し、前田耕治幹事を支部代表幹事に選出した。支部会計担当は2021年度から、鈴木博之幹事から細川孝幹事に交代した。事務局長は引き続き左近拓男幹事が担当します。